

# 高知県再造林支援基金事業助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 高知県再造林推進会議(以下「会議」という。)は、会議規約に定められた目的に従い、再造林に要する経費の一部を助成する高知県再造林支援基金事業(以下「基金」という。)を実施することとし、そのための必要な手続きを以下に定める。

## (助成の目的)

第2条 会議は、再造林を推進するため、予算の範囲内で助成金を交付する。

## (助成対象)

第3条 基金の助成対象は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するもの。

- (1) 助成金の申請者は、会議の会員であること。
- (2) 森林の所有形態は、私有林における個人の所有林であること。(自ら再造林を実施する場合は除く。)
- (3) 高知県造林事業費補助金における再造林等支援事業又は高知県森林資源循環利用促進事業費補助金(再造林等支援事業)(以下、「再造林等補助金」という。)で交付決定を受けた再造林であること。
- (4) 苗木は、高知県再造林支援基金事業協力金等取扱規定第4条第1号に規定する基金への拠出に同意する協力事業者から出荷されたものであること。
- (5) 仁淀川町森林保全基金事業による支援を受けないものであること。
- (6) (1)から(5)を満たしている場合にあって、市町村等による支援により、森林所有者に実質的な負担が生じない場合は除く。

## (助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号のとおりとする。なお、市町村等により国庫補助事業の補助対象事業費を除く経費に支援がある場合は助成金を2分の1以内に減じて交付する。

- (1) 獣害防止施設あり：ヘクタール当たり6万円以内
- (2) 獣害防止施設なし：ヘクタール当たり3万円以内

## (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成金交付申請書(第1号様式)に関連資料を添えて会議の会長に提出すること。

- 2 助成金の申請期間は、再造林等補助金の交付決定の日から原則1カ月以内に事務局に提出すること。
- 3 助成金の交付を申請できる事業地は、この要綱の制定日以降に着手したものに限る。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、第5条の規定により提出された申請書等を審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは、予算の範囲内で交付すべき助成金の額を決定し、当該助成金申請者に通知(第2号様式)する。

(助成金の返還)

第7条 会長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に規定する条件に違反した場合。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって助成の交付を受けた場合。
- (3) 再造林等補助金が補助金返還となった場合。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、会議において別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月9日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

令和 年度高知県再造林支援基金事業助成金交付申請書

令和 年 月 日

高知県再造林推進会議  
会長 様

(申請者) 住所  
氏名

令和 年度高知県再造林支援基金事業を、下記のとおり実施しましたので、助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請内容

| 区分1          | 区分2                   | 面積(ha) | 支援金額(円) |
|--------------|-----------------------|--------|---------|
| 獣害防止<br>施設あり | 市町村等の支援なし 60,000 円/ha |        |         |
|              | 市町村等の支援あり 30,000 円/ha |        |         |
| 獣害防止<br>施設なし | 市町村等の支援なし 30,000 円/ha |        |         |
|              | 市町村等の支援あり 15,000 円/ha |        |         |
| 計            |                       |        |         |

(注) 支援金額は 1,000 円未満を切り捨てして記載してください。

(注) 区分2における市町村等の支援は、国庫補助事業の補助対象事業費を除く経費に対する支援のことをいう。

2. 助成金振込先金融機関

|              |       |     |  |
|--------------|-------|-----|--|
| 銀行名          |       | 支店名 |  |
| 口座番号         | 普通・当座 |     |  |
| フリガナ<br>口座名義 |       |     |  |
|              |       |     |  |

(添付資料)

- 1 高知県造林事業費補助金の補助金交付指令内訳書及び補助金交付決定通知書の写し
- 2 高知県森林資源循環利用促進事業費補助金の補助金交付決定通知書、交付申請書及び内訳書の写し  
※支援金額が上限金額（支援単価×面積）よりも低くなる場合は、支援金額の内訳が分かる資料
- 3 申請内容に該当する林業用苗木生産事業者表示票又は出荷証明書の写し
- 4 その他必要と認める書類

## 助成金交付決定通知書

助成金申請者名

令和 年 月 日付けで助成金の交付の申請がありました高知県再造林支援基金事業助成金については、下記条件により金 円を交付することに決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

高知県再造林推進会議  
会長

### 記

- 1 高知県再造林支援基金事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守しなければならない。
- 2 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備にあっては、事業の実施後10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地の移転を行う場合は、所有権の移転を受け取る者に対し、要綱に定める義務の承継を行うこと。